

第74号議案

長崎県子育て条例行動計画を変更する案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月12日

長崎県知事 大石賢吾

(提案理由)

長崎県子育て条例行動計画の変更について、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

長崎県子育て条例行動計画の変更について

長崎県子育て条例行動計画を次のとおり変更する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次	目次
第Ⅰ編 策定の趣旨 …………… 1	第Ⅰ編 策定の趣旨 …………… 1
第Ⅱ編 計画の性格 …………… 2	第Ⅱ編 計画の性格 …………… 2
○SDGsの理念を踏まえた取組について …………… 3	○SDGsの理念を踏まえた取組について …………… 3
第Ⅲ編 計画期間 …………… 4	第Ⅲ編 計画期間 …………… 4
第Ⅳ編 子ども・子育ての現状…………… 5	第Ⅳ編 子ども・子育ての現状…………… 5
1. 少子化の現状と将来の見通し …………… 5	1. 少子化の現状と将来の見通し …………… 5
2. 少子化の要因と背景 …………… 7	2. 少子化の要因と背景 …………… 7
①未婚化・晩婚化・晩産化の進行 …………… 7	①未婚化・晩婚化・晩産化の進行 …………… 7
②夫婦の出生力の低下 …………… 8	②夫婦の出生力の低下 …………… 8
③人口の流出 …………… 9	③人口の流出 …………… 9
3. 少子化が与える影響 …………… 9	3. 少子化が与える影響 …………… 9
①家族の形態の変容 …………… 9	①家族の形態の変容 …………… 9
②子ども同士の交流の機会の減少…………… 10	②子ども同士の交流の機会の減少…………… 10
4. 子どもを取り巻く状況 …………… 11	4. 子どもを取り巻く状況 …………… 11
①児童虐待の状況 …………… 11	①児童虐待の状況 …………… 11
②いじめ・不登校の状況 …………… 12	②いじめ・不登校の状況 …………… 12
③子どもの貧困の状況 …………… 12	③子どもの貧困の状況 …………… 12
④メディア機器の普及による諸問題…………… 13	④メディア機器の普及による諸問題…………… 13
⑤女性の就業状況 …………… 14	⑤女性の就業状況 …………… 14
⑥ライフスタイルの変化 …………… 14	⑥ライフスタイルの変化 …………… 14
⑦若年者の就業状況 …………… 15	⑦若年者の就業状況 …………… 15
5. 子育て支援対策のこれまでの主な取組 …………… 17	5. 子育て支援対策のこれまでの主な取組 …………… 17
第Ⅴ編 施策体系 …………… 18	第Ⅴ編 施策体系 …………… 18
第Ⅵ編 基本施策及び施策の方向…………… 19	第Ⅵ編 基本施策及び施策の方向…………… 19
第Ⅶ編 計画内容 …………… 23	第Ⅶ編 計画内容 …………… 23
第1章 妊娠・出産の支援 …………… 23	第1章 妊娠・出産の支援 …………… 23
第1節 妊娠・出産期における支援 …………… 23	第1節 妊娠・出産期における支援 …………… 23
第2節 不妊治療対策の充実 …………… 25	第2節 不妊治療対策の充実 …………… 25
第2章 子どもや子育て家庭への支援 …… 26	第2章 子どもや子育て家庭への支援 …… 26
第1節 子どもの成長に応じた支援 …………… 26	第1節 子どもの成長に応じた支援 …………… 26
1 すべての子育て家庭を対象とした 子育て支援サービスの充実 …………… 26	1 すべての子育て家庭を対象とした 子育て支援サービスの充実 …………… 26
2 幼児期の教育・保育の充実 …………… 27	2 幼児期の教育・保育の充実 …………… 27

3	安全安心な放課後の居場所づくり	32
4	子どもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備	33
(1)	一人一人を確実に伸ばす確かな 学力の育成	33
(2)	豊かな心の育成	35
(3)	健やかな体の育成	37
(4)	信頼される学校づくり	38
(5)	私立学校教育の振興	41
5	未来の親・未来を担う人材の育成	41
(1)	子育ての楽しさと意義に関する 教育・広報・啓発	41
(2)	男女共同参画社会づくりに向けた 意識改革の推進	42
(3)	子ども・若者の社会参加・社会貢献 活動の推進	43
(4)	キャリア教育・職業教育の推進	43
(5)	若者の就業支援	44
(6)	困難を抱える子ども・若者の支援	45
6	子育てにかかる経済的支援	48
第2節 子どもの健やかな育ちへの支援		50
1	乳幼児の事故の防止	50
2	小児保健医療の充実	50
3	思春期保健対策の充実	52
4	食育の推進	54
5	ヤングケアラーに対する支援の強化	56
第3節 家庭・地域・学校等の連携に よる子どもの育成		57
1	家庭教育への支援の充実	57
2	地域の教育力・養育力の向上	58
(1)	子育て支援のネットワークづくり	58
(2)	地域の資源を活用した子どもの 多様な体験活動の機会の充実	60
(3)	社会教育における人権教育・啓発の 推進	62
第3章 仕事と生活が調和する社会の実現		64
第1節 仕事と生活の調和の実現のための 働き方の見直し		64
1	仕事と生活の調和の実現に向けた	

3	安全安心な放課後の居場所づくり	31
4	子どもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備	32
(1)	一人一人を確実に伸ばす確かな 学力の育成	32
(2)	豊かな心の育成	34
(3)	健やかな体の育成	36
(4)	信頼される学校づくり	37
(5)	私立学校教育の振興	39
5	未来の親・未来を担う人材の育成	40
(1)	子育ての楽しさと意義に関する 教育・広報・啓発	40
(2)	男女共同参画社会づくりに向けた 意識改革の推進	41
(3)	子ども・若者の社会参加・社会貢献 活動の推進	41
(4)	キャリア教育・職業教育の推進	42
(5)	若者の就業支援	43
(6)	困難を抱える子ども・若者の支援	44
6	子育てにかかる経済的支援	46
第2節 子どもの健やかな育ちへの支援		48
1	乳幼児の事故の防止	48
2	小児保健医療の充実	48
3	思春期保健対策の充実	50
4	食育の推進	52
第3節 家庭・地域・学校等の連携に よる子どもの育成		54
1	家庭教育への支援の充実	54
2	地域の教育力・養育力の向上	55
(1)	子育て支援のネットワークづくり	55
(2)	地域の資源を活用した子どもの 多様な体験活動の機会の充実	57
(3)	社会教育における人権教育・啓発の 推進	59
第3章 仕事と生活が調和する社会の実現		61
第1節 仕事と生活の調和の実現のための 働き方の見直し		61
1	仕事と生活の調和の実現に向けた	

広報・啓発	64
2 企業における取組の推進	65
第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備	67
第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が 叶う社会の実現	68
第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと 親への支援	71
第1節 いじめ・不登校、児童虐待防止 対策等の推進	71
1 いじめ・不登校等対策	71
2 児童虐待防止対策の充実	73
(1) 児童相談所の体制の強化	73
(2) 市町や関係機関との役割分担及び 連携の推進	73
(3) 児童虐待による死亡事例等の重大 事例の検証	74
3 社会的養護体制の充実	75
(1) 家庭的養護の推進	75
(2) 施設機能の見直し	76
(3) 家庭支援機能の強化	77
(4) 自立支援策の強化	77
(5) 社会的養護の質の確保	77
(6) 子どもの権利擁護の強化	78
4 非行少年の立ち直り支援	79
第2節 障害児施策の充実	81
1 障害のある子どもと親への支援	81
2 発達障害のある子どもと親への支援	84
第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進	86
1 相談・情報提供の強化	86
2 子育て・生活支援の充実	86
3 就労支援の推進	87
4 養育費確保の推進	89
5 経済的支援の充実	90
6 市町・関係機関団体との連携及び協働	90
第4節 子どもの貧困対策	91
第5章 安全・安心な子育ての環境づくり	92
第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	92
第2節 子ども等の安全の確保	94

広報・啓発	61
2 企業における取組の推進	62
第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備	64
第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が 叶う社会の実現	65
第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと 親への支援	67
第1節 いじめ・不登校、児童虐待防止 対策等の推進	67
1 いじめ・不登校等対策	67
2 児童虐待防止対策の充実	69
(1) 児童相談所の体制の強化	69
(2) 市町や関係機関との役割分担及び 連携の推進	69
(3) 児童虐待による死亡事例等の重大 事例の検証	70
3 社会的養護体制の充実	71
(1) 家庭的養護の推進	71
(2) 施設機能の見直し	72
(3) 家庭支援機能の強化	73
(4) 自立支援策の強化	73
(5) 社会的養護の質の確保	73
(6) 子どもの権利擁護の強化	74
4 非行少年の立ち直り支援	75
第2節 障害児施策の充実	77
1 障害のある子どもと親への支援	77
2 発達障害のある子どもと親への支援	80
第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進	82
1 相談・情報提供の強化	82
2 子育て・生活支援の充実	82
3 就労支援の推進	83
4 養育費確保の推進	85
5 経済的支援の充実	86
6 市町・関係機関団体との連携及び協働	86
第4節 子どもの貧困対策	87
第5章 安全・安心な子育ての環境づくり	88
第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	88
第2節 子ども等の安全の確保	90

1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	94
2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	95
	(1) 安全情報の提供の推進	95
	(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進	96
	(3) 防犯講習の推進	97
	(4) 自殺対策の推進	98
3	被害を受けた子どもへの支援	98
	第3節 子育てを支援する生活環境の整備	100
	1 良質な住宅の確保	100
	2 良質な居住環境の確保	100
	3 安全な道路交通環境の整備	101
	4 安心して外出できる環境の整備	102
	(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	102
	(2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備	103
	(3) 子育て世帯への情報提供	104
5	安全・安心まちづくりの推進	105
	第6章 県民総ぐるみの子育て支援	106
	第1節 社会全体で子育てを応援する機運の醸成	106
	第2節 ココロねっこ運動の推進	107
	第3節 家庭の日の普及	108
	第7章 子どもの心と命を守るための取組	109
	第1節 関係機関の連携強化	109
	第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援	110
	第Ⅷ編 数値目標	113
	用語解説	116

1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	90
2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	91
	(1) 安全情報の提供の推進	91
	(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進	92
	(3) 防犯講習の推進	93
	(4) 自殺対策の推進	94
3	被害を受けた子どもへの支援	94
	第3節 子育てを支援する生活環境の整備	96
	1 良質な住宅の確保	96
	2 良質な居住環境の確保	96
	3 安全な道路交通環境の整備	97
	4 安心して外出できる環境の整備	98
	(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	98
	(2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備	99
	(3) 子育て世帯への情報提供	100
5	安全・安心まちづくりの推進	101
	第6章 県民総ぐるみの子育て支援	102
	第1節 ココロねっこ運動の推進	102
	第2節 家庭の日の普及	103
	第7章 子どもの心と命を守るための取組	104
	第1節 関係機関の連携強化	104
	第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援	105
	第Ⅷ編 数値目標	108
	用語解説	111

第VI編 基本施策及び施策の方向

[主な指標]

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
略		
不妊治療費助成組数	二	二

[主な指標]

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
略		
放課後児童クラブ待機児童数	53人 (H30)	0人 (毎年)
略		

① 社会全体で子育てを応援する機運の醸成

② ココロねっこ運動の推進

③ 家庭の日の普及

[主な指標]

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
ココロねっこ運動登録団体数(累計)	5,953 団体 (H30)	6,460 団体 (R6)
略		

第VII編 計画内容

第1章 妊娠・出産の支援

第2節 不妊治療対策の充実

【現状と課題】1-2

- 不妊治療については、令和4年4月から生殖補助医療が保険適用となり、医療費負担の軽減が図られましたが、保険適用外となる一部の診療については、高額な医療費がかかるため、経済的な負担が大きく、また、治療に伴う身体的負担や精神的負担も抱えていると思われま

第VI編 基本施策及び施策の方向

[主な指標]

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
略		
特定不妊治療費助成組数	591組 (H26~ 30平均)	600組 (毎年)

[主な指標]

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
略		
放課後児童クラブ待機児童数	53人 (H30)	0人 (R2)
略		

① ココロねっこ運動の推進

② 家庭の日の普及

[主な指標]

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
ココロねっこ運動登録団体数(累計)	5,953 団体 (H30)	6,253 団体 (R6)
略		

第VII編 計画内容

第1章 妊娠・出産の支援

第2節 不妊治療対策の充実

【現状と課題】1-2

- 不妊治療を受ける夫婦においても、特定不妊治療は保険が適用されず高額な医療費がかかるため、経済的な負担が大きく、その他、治療に伴う身体的負担や精神的負担も抱えていると思われま

【具体的施策】1-2

- 不妊治療の保険適用後において、一部保険適用と
ならない先進医療等への助成を行います。
(こども家庭課)

【数値目標】1-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
不妊治療費助成組 数	=	=	=	=

第2章 子どもや子育て家庭への支援

第1節 子どもの成長に応じた支援

1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

【具体的施策】2-1-1

- インターネット等を活用し、子育てに関する相談
支援を強化します。
(こども未来課)

【数値目標】2-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
こども家庭セン ター設置市町数	R4	0市町	R6	7市町

2 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】2-1-2

- 令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の
無償化は、子どもたちに等しく幼児教育・保育を
受ける機会を実質的に保障する意義がありまし
た。これにより、全ての子どもたちが幼児期に生
きる力の基礎を身に付けるよう、質の高い教育・
保育を提供する必要がますます高まっています。
- 全国で保育所等における園児のバス内への置き
去りの事故等が発生している状況に鑑み、保育所
等の安全管理がより一層徹底されることが必要
です。

【具体的施策】2-1-2

【具体的施策】1-2

- 国の不妊治療助成に対する施策に沿って、不妊に
悩むご夫婦へ治療費の助成を行います。
(こども家庭課)

【数値目標】1-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
特定不妊治療費助 成組数	(H26 ~30 平均)	591 組	毎年	600 組

第2章 子どもや子育て家庭への支援

第1節 子どもの成長に応じた支援

1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

【具体的施策】2-1-1

- インターネット等を活用し、子育てに関する相談
支援を強化します。
(こども未来課)

【数値目標】2-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
子育て世代包括 支援センター設 置市町数	H30	4市町	R3	21市町

2 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】2-1-2

- 令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の
無償化は、子どもたちに等しく幼児教育・保育を
受ける機会を実質的に保障する意義がありまし
た。これにより、全ての子どもたちが幼児期に生
きる力の基礎を身に付けるよう、質の高い教育・
保育を提供する必要がますます高まっています。
- 全国で保育所等における園児のバス内への置き
去りの事故等が発生している状況に鑑み、保育所
等の安全管理がより一層徹底されることが必要
です。

【具体的施策】2-1-2

【各年度における教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保】

(県計：人)

年齢区分・認定区分※・施設区分		R1実績	R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳児 (1号認定 2号認定)	量の見込み	32,993	33,238	32,371	31,619	30,481	29,619
	1号認定		11,216	10,752	10,353	9,297	8,886
	2号認定		22,022	21,619	21,266	21,184	20,733
	確保方策		36,861	36,624	36,599	36,417	36,190
	特定教育・保育施設*		31,878	31,642	31,617	32,179	31,952
	1号認定		10,181	10,013	9,944	10,018	9,957
	2号認定		21,697	21,629	21,673	22,161	21,995
	その他の施設		744	743	743	493	493
	確認を受けない幼稚園		4,239	4,239	4,239	3,745	3,745
	0～2歳児 (3号認定)	量の見込み	18,496	17,608	17,576	17,522	16,893
確保方策		17,829	18,222	18,568	18,272	18,585	
特定教育・保育施設		17,028	17,422	17,767	17,393	17,707	
地域型保育		356	355	356	361	360	
その他の施設		445	445	445	518	518	
教育・保育に従事する者の必要見込人数	6,628	6,437	6,369	6,305	6,079	6,026	
教育・保育に従事する者の確保方策		6,437	6,369	6,305	6,079	6,026	
教育・保育の確保方策に関して県が定める数(2号認定)					設定しない		

- 県等が広域に、教育・保育に関する調査研究、教育・保育に携わる者の研修、市町及び教育・保育施設等に対する情報の提供及び助言その他必要な施策を総合的に実施するための拠点（「幼児教育センター」という。）を活用し、域内全体の幼児教育・保育施設の質の向上を図ります。

(こども未来課)

- 保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（「幼児教育アドバイザー」という。）の育成・配置を推進します。

(こども未来課)

4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成

【具体的施策】2-1-4(1)

【各年度における教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保】

(県計：人)

年齢区分・認定区分※・施設区分		R1実績	R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳児 (1号認定 2号認定)	量の見込み	32,993	33,238	32,371	31,619	30,846	30,166
	1号認定		11,216	10,752	10,353	9,967	9,610
	2号認定		22,022	21,619	21,266	20,879	20,556
	確保方策		36,861	36,624	36,599	36,476	36,476
	特定教育・保育施設*		31,878	31,642	31,617	31,599	31,590
	1号認定		10,181	10,013	9,944	9,933	9,916
	2号認定		21,697	21,629	21,673	21,666	21,674
	その他の施設		744	743	743	638	638
	確認を受けない幼稚園		4,239	4,239	4,239	4,239	4,239
	0～2歳児 (3号認定)	量の見込み	18,496	17,608	17,576	17,522	17,415
確保方策		17,829	18,222	18,568	18,797	18,974	
特定教育・保育施設		17,028	17,422	17,767	17,997	18,175	
地域型保育		356	355	356	355	354	
その他の施設		445	445	445	445	445	
教育・保育に従事する者の必要見込人数	6,628	6,437	6,369	6,305	6,227	6,157	
教育・保育に従事する者の確保方策		6,437	6,369	6,305	6,227	6,157	
教育・保育の確保方策に関して県が定める数(2号認定)					設定しない		

- 県等が広域に、教育・保育に関する調査研究、教育・保育に携わる者の研修、市町及び教育・保育施設等に対する情報の提供及び助言その他必要な施策を総合的に実施するための拠点（「幼児教育センター」という。）の体制づくりを検討します。

(こども未来課)

- 保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（「幼児教育アドバイザー」という。）の育成を検討します。

(こども未来課)

4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成

【具体的施策】2-1-4(1)

- 高等学校においては、各学校で育成すべき資質・能力を明確にし、学びの基礎診断等を活用しながら、生きて働く「知識・技能」の確実な習得を図るカリキュラム・マネジメントを実現します。また、1人1台端末や電子黒板、実物投影機などのICT機器を活用しながら授業改善を進め、すべての教科・科目において探究的な学習を推進しま

- 小・中学校においては、市町教育委員会や関係機関と連携しながら、異文化交流を含む先進的な取組等を推進するとともに、教員を対象とした研修を充実させることにより、児童生徒の英語による発信力の強化を目指します。高等学校では、小・中学校で身に付けた基礎を踏まえ、授業の改善を図るとともに、生徒たちの英語によるコミュニケーション能力を育成するための更なる取組を行います。

(義務教育課、高校教育課)

- 高等学校においては、各学校で育成すべき資質・能力を明確にし、学びの基礎診断等を活用しながら、生きて働く「知識・技能」の確実な習得を図るカリキュラム・マネジメントを実現します。また、1人1台端末や電子黒板、実物投影機などのICT機器を活用しながら授業改善を進め、すべての教科・科目において探究的な学習を推進します。さらに、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現を目指すために、地域や社会とのつながりを意識した学習を進め、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。

(高校教育課)

- 小規模高校等への遠隔授業の配信など、ICTを活用して学校が所在する地域に関わらず多様な学びの選択肢を提供するとともに、個々の生徒の興味・関心や習熟度に応じた学びや、他校や学校以外の場所ともつながる協働的な学びを実現します。

(教育DX推進室)

(4) 信頼される学校づくり

【現状と課題】2-1-4(4)

- 教員の長時間労働など、教職に対するマイナスなイメージが先行する中、教職員の労働環境改善、教職の魅力発信、人材の確保等を一体的に進めていく必要があります。

【具体的施策】2-1-4(4)

- 令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする、「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、生徒が「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」を身に付けることを目指した教育制度の改革や適正配置等に取り組み、活力と魅力に溢れた県立高等学校づくりを推進します。

す。さらに、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現を目指すために、地域や社会とのつながりを意識した学習を進め、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。

(高校教育課)

- 小学校において、効果的な外国語教育の在り方を研究することにより、小中連携による英語教育のより一層の充実を図ります。中学校では、英語の基礎力向上を目指し、県独自の英単語・表現学習教材「RISE UP ENGLISH」を活用し、中学校卒業までに身に付けてほしい単語や表現等の確かな定着を図ります。高等学校では、小・中学校で身に付けた基礎を踏まえ、授業の改善を図るとともに、生徒たちの英語によるコミュニケーション能力を育成するための更なる取組を行います。

(義務教育課、高校教育課)

(4) 信頼される学校づくり

【現状と課題】2-1-4(4)

【具体的施策】2-1-4(4)

- 令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする、「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、生徒が「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」を身に付けることを目指した教育制度の改革や適正配置等に取り組み、活力と魅力に溢れた県立高等学校づくりを推進します。

○ 教員が子どもたちの成長のために全力で職務に取り組むことができるよう、民間や地域の方々の理解と協力を得ながら、分業化を進めるなど教員の職場環境を改善するための取組を推進します。
併せて、教職の魅力発信やマッチングシステム構築などにより、教員のなり手不足を解消し、学校教育の充実を図ります。

○ 高等学校が持続的な地域創生の核としての意識を持って、市町と連携した県立高校の魅力化を推進します。

○ 教育施策や学校の取組などを、SNSや各種メディアを通して積極的に発信していきます。

5 未来の親・未来を担う人材の育成
(4) キャリア教育*・職業教育の推進

【具体的施策】2-1-5(4)

○ ふるさとに愛着と誇りをもち、将来「ふるさとの未来を担う人材」を育成するため、「地域の魅力を心と記憶に刻む」、「地域の産業や人材と出会う」を大きな柱としながら小中高一体となったふるさと教育を推進し、系統的なふるさと教育のカリキュラム、体制づくりの開発・普及に取り組みます。

(5) 若者の就業支援

【具体的施策】2-1-5(5)

○ 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワーク*などの就業支援施設において、個別カウンセリングや、各種セミナー、職場体験等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【2-1-5(5)、3-3掲載】(未来人材課、雇用労働政策課)

(6) 困難を抱える子ども・若者*の支援

【具体的施策】2-1-5(6)

○ 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発

5 未来の親・未来を担う人材の育成
(4) キャリア教育*・職業教育の推進

【具体的施策】2-1-5(4)

○ 子どもたちに「夢・憧れ・志」を育むためのモデル事業の成果等を踏まえ、今後は、中学校において、地域の協力を得ながら、ふるさとを活性化しようとする職業体験学習プログラムの開発・普及に取り組みます。

(5) 若者の就業支援

【具体的施策】2-1-5(5)

○ 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワーク*などの就業支援施設において、個別カウンセリングや、各種セミナー、職場体験等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【2-1-5(5)、3-3掲載】(若者定着課、雇用労働政策課)

(6) 困難を抱える子ども・若者*の支援

【具体的施策】2-1-5(6)

○ 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発

達段階等に応じたキャリア教育*を積極的に推進するとともに、スポーツのイベントや体験活動を通して関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5(6)、4-2-1掲載】（特別支援教育課）

6 子育てにかかる経済的支援

【具体的施策】2-1-6

- 就学前のすべての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成及び高校生世代を対象とした子どもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。

【2-1-6、2-2-2掲載】（こども家庭課）

第2節 子どもの健やかな育ちへの支援

2 小児保健医療等の充実

【具体的施策】2-2-2

- 就学前のすべての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成及び高校生世代を対象とした子どもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。

【2-1-6、2-2-2掲載】（こども家庭課）

5 ヤングケアラーに対する支援の強化

【現状と課題】2-2-5

- 少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、ケアラーに関する社会問題が顕在化しています。特に、ヤングケアラーは、家族の介護等により、年齢や成長の度合いに見合わない負担が生じ、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。また、本人や家族に自覚がないなどの理由から支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

- ヤングケアラーの支援体制を強化するためには、県民等が問題を理解し、ヤングケアラーが孤立しないよう地域全体で支える機運を醸成していくことや、児童、教育など関係する庁内部局で連携するとともに、市町、関係機関・団体等の協力のもと、支援施策を推進する体制を構築することが重要です。

- 本県では、ヤングケアラーを含むケアラー支援に関し、令和4年10月に「長崎県ケアラー支援条例」が制定されました（令和5年4月施行）。同条例では、県の責務として、「ケアラーに関する

達段階等に応じたキャリア教育を積極的に推進するなど、職業教育の一層の充実を図るとともに、関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5(6)、4-2-1掲載】（特別支援教育課）

6 子育てにかかる経済的支援

【具体的施策】2-1-6

- 就学前のすべての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。

【2-1-6、2-2-2掲載】（こども家庭課）

第2節 子どもの健やかな育ちへの支援

2 小児保健医療等の充実

【具体的施策】2-2-2

- 就学前のすべての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。

【2-1-6、2-2-2掲載】（こども家庭課）

介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等の制度間の調整を図りつつ、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」ことが規定されています。

【具体的施策】2-2-5

- 支援を必要としているヤングケアラーの早期発見や適切な支援につなげる施策を検討するため、ヤングケアラー本人が抱えている悩みのほか、関係機関における取組状況などの実態調査を行います。

(こども家庭課)

- 長崎県ケアラー支援条例に基づき、有識者や当事者の意見を聞きながら、施策を総合的かつ計画的に実施するための「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、今後の県のヤングケアラー支援に関する基本方針と具体的施策を定めます。

(長寿社会課、こども家庭課)

- 県民にヤングケアラーに対する理解を深めていただくとともに、地域で支えていく仕組みを構築し、「長崎県ケアラー支援推進計画」に沿って、広報啓発、支援を担う人材の育成、連携協力体制の整備、民間支援団体による支援等に取り組みます。

(長寿社会課、こども家庭課)

第3節 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

1 家庭教育*への支援の充実

【具体的施策】2-3-1

- ココロねっこ運動*を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2掲載】(こども未来課)

2 地域の教育力・養育力の向上

(1) 子育て支援のネットワークづくり

【具体的施策】2-3-2(1)

- ココロねっこ運動*を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2掲載】(こども

第3節 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

1 家庭教育*への支援の充実

【具体的施策】2-3-1

- ココロねっこ運動*を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-1掲載】(こども未来課)

2 地域の教育力・養育力の向上

(1) 子育て支援のネットワークづくり

【具体的施策】2-3-2(1)

- ココロねっこ運動*を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-1掲載】(こども

未来課)

- インターネット等を利用して、育児、発育等に関する情報や地域の子育て支援のサービス、子育てサークル、子育てを応援する企業・店舗の情報等をわかりやすく発信します。

(こども未来課)

(2) 地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の充実

【具体的施策】2-3-2(2)

- 農山漁村地域における農泊^{*}の受入体制を強化するため、農林漁業体験指導を行うインストラクターの育成や農林漁業体験プログラム作成など実践組織の取組を支援します。

(農山村振興課)

- スポーツにより、子どもたちに夢や感動を与え、また、郷土愛を育むために、スポーツ合宿の誘致によるスポーツ交流の実施や国際大会等の誘致を行うとともに、プロスポーツクラブと連携して、子どもたちがスポーツに触れる機会の充実に努めます。

(スポーツ振興課)

- 学校行事の一環として長崎県美術館および長崎歴史文化博物館を利用するためのスクールプログラムを引き続き実施し、子どもたちが楽しく学べる場を提供します。また、学校への広報活動を展開するとともに、プログラムの具体的な活用方法の提案など、双方向的な調整を行うことで実効的な活動内容となるよう努め、利用者の増加に取り組めます。離島を含む遠隔地への対応として、テレビ会議システムを活用した遠隔授業を学校と連携して行います。

(文化振興・世界遺産課)

- 長崎県美術館および長崎歴史文化博物館において、ワークショップなどの体験を通して楽しく学べる場を提供するとともに、地元の大学やボランティアと連携を図り、活動内容を充実させるなど、多くの県民に親しんでいただけるよう努めます。

(文化振興・世界遺産課)

未来課)

- インターネット等を利用して、育児、発育等に関する情報や地域の子育て支援のサービス、子育てサークルの情報等をわかりやすく発信します。

(こども未来課)

- 子育てを応援する企業・店舗を募集、登録し、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。

(こども未来課)

(2) 地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の充実

【具体的施策】2-3-2(2)

- 農山漁村地域における農泊^{*}の受入体制を強化するため、農林漁業体験指導を行うインストラクターの育成や農林漁業体験プログラム作成など実践組織の取組を支援します。

(農山村対策室)

- スポーツにより、子どもたちに夢や感動を与え、また、郷土愛を育むために、スポーツ合宿の誘致によるスポーツ交流の実施や大会の誘致を行うとともに、プロスポーツクラブと連携して、子どもたちがスポーツに触れる機会の充実に努めます。

(スポーツ振興課)

- 学校行事の一環として長崎県美術館および長崎歴史文化博物館を利用するためのスクールプログラムを引き続き実施し、子どもたちが楽しく学べる場を提供します。また、学校への広報活動を展開するとともに、プログラムの具体的な活用方法の提案など、双方向的な調整を行うことで実効的な活動内容となるよう努め、利用者の増加に取り組めます。離島を含む遠隔地への対応として、テレビ会議システムを活用した遠隔授業を学校と連携して行います。

(文化振興課)

- 長崎県美術館および長崎歴史文化博物館において、ワークショップなどの体験を通して楽しく学べる場を提供するとともに、地元の大学やボランティアと連携を図り、活動内容を充実させるなど、多くの県民に親しんでいただけるよう努めます。

(文化振興課)

- 県内各地で展開する様々な公演・展覧会等において、親子で一緒に楽しめるようなプログラムの充実を図ります。

(文化振興・世界遺産課)

- 新幹線を今後、長く利用する子どもたちに対して、西九州新幹線を利用する機会を増やし、駅周辺のまちの変化や地域の時事問題等の理解促進を図ってまいります。

(新幹線対策課)

(3) 社会教育における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】 2-3-2(3)

- 子どもをはじめ県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、研修会や講座、イベントなど、あらゆる機会や場を通し、国、市町、関係団体等と連携して社会教育における人権教育・啓発を進めていますが、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や外国人、性的少数者などに対する偏見や差別等の人権問題が生じています。

【数値目標】 2-3-2(3)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
人権意識を持って生活していると思う人の割合	R2	78.7%	R6	83%

第3章 仕事と生活が調和する社会の実現

第1節 仕事と生活の調和*の実現のための働き方の見直し

2 企業における取組の推進

【具体的施策】 3-1-2

- ココロねっこ運動*を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2掲載】(こども未来課)

- 男性の育児休業の取得促進等に取り組む県内企業を支援し、従業員が子育てしやすい魅力的な職場づくりを促進します。

(雇用労働政策課)

第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【数値目標】 3-2

- 県内各地で展開する様々な公演・展覧会等において、親子で一緒に楽しめるようなプログラムの充実を図ります。

(文化振興課)

(3) 社会教育における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】 2-3-2(3)

- 子どもをはじめ県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、研修会や講座、イベントなど、あらゆる機会や場を通し、国、市町、関係団体等と連携して社会教育における人権教育・啓発を進めていますが、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や外国人などに対する偏見や差別等の人権問題が生じています。

第3章 仕事と生活が調和する社会の実現

第1節 仕事と生活の調和*の実現のための働き方の見直し

2 企業における取組の推進

【具体的施策】 3-1-2

- ココロねっこ運動*を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-1掲載】(こども未来課)

第2節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【数値目標】 3-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
放課後児童クラブ 待機児童数	H30	53人	毎年	0人

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
放課後児童クラブ 待機児童数	H30	53人	R2	0人

第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

【具体的施策】3-3

- 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワーク*などの就業支援施設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【2-1-5(5)、3-3掲載】（未来人材課、雇用労働政策課）

- 女性のための就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就業相談などを行い、出産、子育て、介護等のライフステージに応じたキャリア形成支援の充実を図ります。

（男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、雇用労働政策課）

- 県外在住の移住検討者に向けて、本県の子育て環境を分かりやすく情報発信するほか、東京圏からの移住者に対する支援金について子育て加算を実施するなど、子育て世帯の移住の促進を図ります。

（地域づくり推進課）

第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援
第1節 いじめ・不登校*、児童虐待防止対策等の推進

1 いじめ・不登校等対策

【具体的施策】4-1-1

- 不登校*やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラー*を適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカー*の配置や、24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）*やメール相談、SNS*相談など、教育相談体制の充実引き続き取り組みます。また、「不登校支援コンセプト」や「望ましい人間関係を育む活

第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

【具体的施策】3-3

- 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワーク*などの就業支援施設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【2-1-5(5)、3-3掲載】（若者定着課、雇用労働政策課）

- 女性のための就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就業相談、就職・キャリアアップセミナーなどを行い、出産、子育て、介護等のライフステージに応じたキャリア形成支援の充実を図ります。

（男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、雇用労働政策課）

第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援
第1節 いじめ・不登校*、児童虐待防止対策等の推進

1 いじめ・不登校等対策

【具体的施策】4-1-1

- 不登校*やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラー*を適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカー*の配置や、24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）*やメール相談、SNS*相談など、教育相談体制の充実引き続き取り組みます。また、「カウンセリングリーダー養成研修」等の実施により教職

動事例集」など、教員向けのガイドライン・事例集の周知・活用や「カウンセリングリーダー養成研修」等研修を充実することにより、教職員の教育相談に関する資質の向上に努めます。

【4-1-1、5-2-2(4)掲載】（児童生徒支援課）

○ 美術館などの文化施設、青少年教育施設、地元スポーツクラブ等と連携し、多様な学びや体験の場を創出することで、不登校児童生徒が将来の社会的自立に向け、確かな一歩を踏み出すことができるような支援を推進します。

（児童生徒支援課）

○ 警察においても、いじめに対して必要な対応を的確に行うため、学校等との連携を緊密に行い、事案ごとに最も効果的な解決策及び再発防止策を講ずるように努めます。

（警察本部人身安全・少年課）

2 児童虐待防止対策の充実

（2）市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

【具体的施策】4-1-2(2)

○ 警察においては、児童虐待を認知した場合は児童相談所へ通告を行うなど、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会等により、児童相談所や市町等関係機関と情報を共有して連携の強化に努めます。

（警察本部人身安全・少年課）

3 社会的養護体制の充実

（2）施設機能の見直し

【具体的施策】4-1-3(2)

○ 地域の関係機関との連携強化を図るとともに、支援が必要な家庭に対する相談・通所・在宅支援等の充実を図るため、施設の市町要保護児童対策地域協議会への参画を促進します。

（こども家庭課）

（4）自立支援策の強化

【具体的施策】4-1-3(4)

○ 里親[※]や児童養護施設[※]等への措置が解除となった子ども等に対し、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合は、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行います。

（こども家庭課）

員の教育相談に関する資質の向上に努め、教職員とスクールカウンセラー等の一層の連携を図ります。

【4-1-1、5-2-2(4)掲載】（児童生徒支援課）

○ 警察においても、いじめに対して必要な対応を的確に行うため、学校等との連携を緊密に行い、事案ごとに最も効果的な解決策及び再発防止策を講ずるように努めます。

（警察本部少年課）

2 児童虐待防止対策の充実

（2）市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

【具体的施策】4-1-2(2)

○ 警察においては、児童虐待を認知した場合は児童相談所へ通告を行うなど、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会等により、児童相談所や市町等関係機関と情報を共有して連携の強化に努めます。

（警察本部少年課）

3 社会的養護体制の充実

（2）施設機能の見直し

【具体的施策】4-1-3(2)

○ 地域の関係機関との連携強化を図るとともに、支援が必要な家庭に対する相談・通所・在宅支援等の充実を図るため、施設の市町要保護児童対策地域協議会への参画を促進します。

（こども家庭課）

（4）自立支援策の強化

【具体的施策】4-1-3(4)

○ 里親[※]や児童養護施設[※]等への措置が解除となった子ども等に対し、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合は、原則22歳に達する日の属する年度末まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行います。

（こども家庭課）

(6) 子どもの権利擁護の強化

【具体的施策】4-1-3(6)

- 意見表明支援員（アドボケイト）による意見聴取や意見表明支援及び代弁を行う仕組みを整備し、児童福祉施設や一時保護所等で生活する子どもの意見表明権を保障します。

(こども家庭課)

4 非行少年の立ち直り支援

【具体的施策】4-1-4

- 警察では、問題のある少年の立ち直りやその家庭（保護者）を支援する活動を少年警察活動の重要な活動の一つとしています。少年サポートセンター*を中心とし、地元警察署と連携して、こども・女性・障害者支援センター*、学校、保護司、少年警察ボランティア*などの関係機関・団体と適切な役割分担の下、継続補導、家庭訪問活動等により、家庭や少年に対してきめ細かな継続支援を推進します。

(警察本部人身安全・少年課)

第2節 障害児施策の充実

1 障害のある子どもと親への支援

【現状と課題】4-2-1

- 特別支援教育を全体的、中・長期的な視点に立って、計画的に推進していくために、県としての基本方針や施策の方向性を示した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、本県の特別支援教育の推進に取り組んでいます。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児に対する教育及び保育を行う体制の拡充が図られるよう、看護師等の配置その他必要な措置を講じる必要があります。

【具体的施策】4-2-1

- 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育*を積極的に推進するとともに、スポーツのイベントや体験活動を通して関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5(6)、4-2-1掲載】(特別支援教育課)

- 重症心身障害児等の医療的ケアが必要な小児*等を日常的に介護している家族の負担を軽減する

(6) 子どもの権利擁護の強化

【具体的施策】4-1-3(6)

- 意見表明支援員（アドボケイト）による意見聴取や意見表明支援及び代弁を行う仕組みを整備し、児童福祉施設や一時保護所等で生活する子どもの意見表明権を保障します。

(こども家庭課)

4 非行少年の立ち直り支援

【具体的施策】4-1-4

- 警察では、問題のある少年の立ち直りやその家庭（保護者）を支援する活動を少年警察活動の重要な活動の一つとしています。少年サポートセンター*を中心とし、地元警察署と連携して、こども・女性・障害者支援センター*、学校、保護司、少年警察ボランティア*などの関係機関・団体と適切な役割分担の下、継続補導、家庭訪問活動等により、家庭や少年に対してきめ細かな継続支援を推進します。

(警察本部少年課)

第2節 障害児施策の充実

1 障害のある子どもと親への支援

【現状と課題】4-2-1

- 特別支援教育を全体的、中・長期的な視点に立って、計画的に推進していくために、県としての基本方針や施策の方向性を示した「長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、本県の特別支援教育の推進に取り組んでいます。

【具体的施策】4-2-1

- 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育*を積極的に推進するなど、職業教育の一層の充実を図るとともに、関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5(6)、4-2-1掲載】(特別支援教育課)

- 重症心身障害児等の医療的ケアが必要な小児*等を日常的に介護している家族の負担を軽減する

ため、医療機関の空床や訪問看護を活用し、レスパイトを提供できる体制の構築を図ります。

(障害福祉課)

- 医療的ケアが必要な小児等が、保育所等の利用を希望する場合、その受け入れが可能となるよう、必要な助成の実施など、市町及び保育所等を支援します。

(こども未来課)

第5章 安全・安心な子育ての環境づくり

第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【具体的施策】5-1

- 少年保護育成関係機関等と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する立入り、指導を行うとともに、長崎県少年保護育成条例*に基づく、少年に対する有害図書類の貸出し・販売事犯等の指導取締り、出会い系サイトやSNSに係る児童買春・児童ポルノ事犯等各種違反の取締りを更に積極的にいきます。

(警察本部人身安全・少年課)

- インターネット上の有害情報などから子どもを守るため、携帯電話販売業者をはじめとする関係業界等と連携し、フィルタリング*の普及やインターネット利用のルールづくりなど、メディアとの正しい付き合い方について広報啓発を推進します。

(こども未来課、警察本部人身安全・少年課)

- 親や子どものメディアリテラシー力の向上のために、学校等へのメディア安全指導員の派遣や、幼児教育関係者向けの研修により、子どもや保護者等に対し、情報機器との適切なかわりを学ぶ機会を提供します。

(こども未来課)

第2節 子ども等の安全の確保

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進

【具体的施策】5-2-2(2)

- 地域住民、関係機関・団体と連携し、学校周辺、通学路及び遊び場周辺等での地域安全パトロール、点検活動等、地域の実情に即したきめ細かな活動を行います。

(警察本部人身安全・少年課)

ため、在宅重症心身障害児者短期入所支援事業を引き続き実施します。

(障害福祉課)

- 医療的ケアが必要な小児等が、保育所等の利用を希望する場合、その受け入れが可能となるよう、マニュアルを作成するなど、市町及び保育所等を支援します。

(こども未来課)

第5章 安全・安心な子育ての環境づくり

第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【具体的施策】5-1

- 少年保護育成関係機関等と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する立入り、指導を行うとともに、長崎県少年保護育成条例*に基づく、少年に対する有害図書類の貸出し・販売事犯等の指導取締り、出会い系サイトやSNSに係る児童買春・児童ポルノ事犯等各種違反の取締りを更に積極的に行います。

(警察本部少年課)

- インターネット上の有害情報などから子どもを守るため、携帯電話販売業者をはじめとする関係業界等と連携し、フィルタリング*の普及やインターネット利用のルールづくりなど、メディアとの正しい付き合い方について広報啓発を推進します。

(こども未来課、警察本部少年課)

- インターネットを利用したいじめや犯罪等から子どもたちを守るため、SNSやブログ・プロフィールサイトなどを監視する「ネットパトロール*」を学校やPTA等地域で実施していただく手法を講習します。

(こども未来課)

第2節 子ども等の安全の確保

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進

【具体的施策】5-2-2(2)

- 地域住民、関係機関・団体と連携し、学校周辺、通学路及び遊び場周辺等での地域安全パトロール、点検活動等、地域の実情に即したきめ細かな活動を行います。

(警察本部少年課)

- 学校、家庭、地域との連携強化に努めるとともに、学校警察連絡協議会等の活用により地域の警察と学校の連携を一層充実します。また、子ども110番の家[※]や「地域安全マップ」等を活用し、児童生徒の防犯意識の向上に努めます。
(児童生徒支援課、警察本部人身安全・少年課)

(4) 自殺対策の推進

【具体的施策】5-2-2(4)

- 不登校[※]やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラー[※]を適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカー[※]の配置や、24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)[※]、メール相談、SNS相談など、教育相談体制の充実引き続き取り組みます。また、「不登校支援コンセプト」や「望ましい人間関係を育む活動事例集」など、教員向けのガイドライン・事例集の周知・活用や「カウンセリングリーダー養成研修」等研修を充実することにより、教職員の教育相談に関する資質の向上に努めます。
【4-1-1、5-2-2(4)掲載】(児童生徒支援課)

3 被害を受けた子どもへの支援

【具体的施策】5-2-3

- 被害者支援連絡協議会(被害少年分科会)を通じて関係機関・団体との連携を強化し、複雑、多様化する少年被害問題に対し、多角的にきめ細かな支援を行うとともに、少年サポートセンターの少年補導職員によるカウンセリングの実施、相談の充実強化・継続的支援活動、「被害少年カウンセリングアドバイザー制度」を活用した積極的な支援活動を推進します。
(警察本部人身安全・少年課)

第3節 子育てを支援する生活環境の整備

2 良質な居住環境の確保

【具体的施策】5-3-2

- 安心して子育てができるよう、市町と共に、多子世帯や新たに職住近接又は育住近接(3世代同居・近居を含む)をするために中古住宅の取得や改修する方への支援を行います。
(住宅課)

- 学校、家庭、地域との連携強化に努めるとともに、学校警察連絡協議会等の活用により地域の警察と学校の連携を一層充実します。また、子ども110番の家[※]や「地域安全マップ」等を活用し、児童生徒の防犯意識の向上に努めます。
(児童生徒支援課、警察本部少年課)

(4) 自殺対策の推進

【具体的施策】5-2-2(4)

- 不登校[※]やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラー[※]を適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカー[※]の配置や、24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)[※]、メール相談、SNS相談など、教育相談体制の充実引き続き取り組みます。また、「カウンセリングリーダー養成研修」等の実施により教職員の教育相談に関する資質の向上に努め、教職員とスクールカウンセラー等の一層の連携を図ります。
【4-1-1、5-2-2(4)掲載】(児童生徒支援課)

3 被害を受けた子どもへの支援

【具体的施策】5-2-3

- 被害者支援連絡協議会(被害少年分科会)を通じて関係機関・団体との連携を強化し、複雑、多様化する少年被害問題に対し、多角的にきめ細かな支援を行うとともに、少年サポートセンターの少年補導職員によるカウンセリングの実施、相談の充実強化・継続的支援活動、「被害少年カウンセリングアドバイザー制度」を活用した積極的な支援活動を推進します。
(警察本部少年課)

第3節 子育てを支援する生活環境の整備

2 良質な居住環境の確保

【具体的施策】5-3-2

- 安心して子育てができるよう、市町と共に、多子世帯や新たに3世代(親、子、孫など)で同居・近居するために中古住宅の取得や改修する方への支援を行います。
(住宅課)

【数値目標】5-3-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
子育て世帯が安心して子どもを産み育てることのできる居住環境を支援する市町数(累計)	R3	二	R6	21市町

4 安心して外出できる環境の整備
(2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備

【現状と課題】5-3-4(2)

○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「公園」というオープンスペースの価値が高まっているなか、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に遊び、共に学べる場所が求められています。

【具体的施策】5-3-4(2)

○ 「すべての子どもが一緒になって楽しく安全に遊べる広場」の整備を推進します。
(都市政策課)

(3) 子育て世帯への情報提供

【具体的施策】5-3-4(3)

○ これまで、(一社)長崎県観光連盟が運営する「ながさき旅ネット」内でのバリアフリー情報や、県が支援する民間のユニバーサルツーリズム推進団体が運営する「長崎県ユニバーサルツーリズムセンター」ホームページを通じて情報発信に努めてきました。県内外の子育て家庭を含む多くの方々に長崎県での安心した旅を楽しんでいただけるよう、引き続き受入態勢の整備に取り組むとともに、情報発信に努めていきます。
(観光振興課)

5 安全・安心まちづくりの推進

【具体的施策】5-3-5

○ 都市公園*が犯罪行為の場所とならないよう、施設計画や管理面での十分な配慮を継続して行います。
(都市政策課)

第6章 県民総ぐるみの子育て支援

第1節 社会全体で子育てを応援する機運の醸成

【現状と課題】6-1

【数値目標】5-3-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
多子世帯への支援数や3世代同居・近居開始数	H31	66件	毎年	100件

4 安心して外出できる環境の整備
(2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備

【現状と課題】5-3-4(2)

【具体的施策】5-3-4(2)

(3) 子育て世帯への情報提供

【具体的施策】5-3-4(3)

○ これまで、民間のユニバーサルツーリズム推進団体への支援を通じて、ユニバーサルツーリズムに関するWEBサイト「長崎県バリアフリー観光」による情報発信に努めてきました。県内外の子育て家庭を含む多くの方々に長崎県での安心した旅を楽しんでいただけるよう、引き続き受入態勢の整備に取り組むとともに、情報発信に努めていきます。
(観光振興課)

5 安全・安心まちづくりの推進

【具体的施策】5-3-5

○ 都市公園*が犯罪行為の場所とならないよう、施設計画や管理面での十分な配慮を継続して行います。
(道路維持課)

第6章 県民総ぐるみの子育て支援

- 平成18年度から、子育てを応援する機運を高め、子ども・子育てにやさしい社会づくりを推進するため、「ながさき子育て応援の店事業」を推進しています。
- 平成27年度から、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、子育てを応援するポータルサイトを開設して情報発信を行っています。
- 平成29年度から、長崎県青少年育成県民会議と連携し、子育てを社会全体で応援するフリーマガジン「ココロン」を発行しています。
- 子育てしやすい長崎県づくりに向け、多様な主体を巻き込みながら、社会全体で子育てを応援する機運を醸成することが必要です。

【具体的施策】6-1

- 「ながさき子育て応援の店事業」を推進し、協賛店舗のさらなる拡大と、子育て世代に提供するサービスの一層の充実を図ります。
(こども未来課)
- ポータルサイトやSNSを活用し、スマートフォン対応など子育て世代の実情やニーズに応じた情報提供を行います。
(こども未来課)
- フリーマガジン「ココロン」により、子育てを応援する企業・団体等の情報を発信し、企業・団体の一層の参画を促進します。
(こども未来課)
- 若者、企業・団体、市町等と連携した子育て応援の取組や、効率的・効果的な情報発信により、社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。
(こども未来課)

【数値目標】6-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
「ながさき子育て応援の店」協賛店舗の登録件数	R3	1,263 件	R6	2,600 件

第2節 ココロねっこ運動*の推進

【現状と課題】6-2 略

【具体的施策】6-2

- ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指します。
- ・「長崎っ子を育む行動指針」の最重点項目「ココ

第1節 ココロねっこ運動*の推進

【現状と課題】6-1 略

【具体的施策】6-1

- ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指します。
- ・「長崎っ子を育む行動指針」の最重点項目「ココ

「こねっこ10（テン）」の普及実践に努めます。

- ・県、市町、県青少年育成県民会議及び市町民会議の連携によるネットワークづくりを推進します。
- ・地域主導のこねっこ運動の推進を図るため、各市町担当者、こねっこ指導員、こねっこ推進員による組織作りを進め、具体的実践、広報啓発、組織の資質向上のための研修会を実施します。
- ・義務教育課、生涯学習課と連携強化を図り、家庭、学校、地域が一体となったこねっこ運動の取組を進めます。
- ・自治会や子ども会などの団体による子どもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。
- ・県、市町、各種団体の広報媒体を活用した広報活動を推進します。
- ・報道機関に対して、地域での先進的、特徴的取組などについて積極的に情報を提供します。
- ・長崎県青少年育成県民会議と連携し、こねっこ運動啓発のための活動を実施します。

【2-3-1、2-3-2-(1)、3-1-2、6-2掲載】（こども未来課）

【数値目標】6-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
略				
こねっこ運動登録団体数（累計）	H30	5,953 団体	R6	<u>6,460</u> 団体

第3節 家庭の日*の普及

【現状と課題】6-3 略

【具体的施策】6-3 略

【数値目標】6-3 略

第7章 子どもの心と命を守るための取組

第1節 関係機関の連携強化

【具体的施策】7-1

- 児童相談所と市町の役割分担にかかる法律上の整理に基づき、県独自の児童相談所と市町の連携体制の明確化に向けた新たな指針に基づき連携します。

（こども家庭課）

【数値目標】7-1

「こねっこ10（テン）」の普及実践に努めます。

- ・県、市町、県青少年育成県民会議及び市町民会議の連携によるネットワークづくりを推進します。
- ・地域主導のこねっこ運動の推進を図るため、各市町担当者、こねっこ指導員、こねっこ推進員による組織作りを進め、具体的実践、広報啓発、組織の資質向上のための研修会を実施します。
- ・義務教育課、生涯学習課と連携強化を図り、家庭、学校、地域が一体となったこねっこ運動の取組を進めます。
- ・自治会や子ども会などの団体による子どもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。
- ・県、市町、各種団体の広報媒体を活用した広報活動を推進します。
- ・報道機関に対して、地域での先進的、特徴的取組などについて積極的に情報を提供します。
- ・長崎県青少年育成県民会議と連携し、こねっこ運動啓発のための活動を実施します。

【2-3-1、2-3-2-(1)、3-1-2、6-1掲載】（こども未来課）

【数値目標】6-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
略				
こねっこ運動登録団体数（累計）	H30	5,953 団体	R6	<u>6,253</u> 団体

第2節 家庭の日*の普及

【現状と課題】6-2 略

【具体的施策】6-2 略

【数値目標】6-2 略

第7章 子どもの心と命を守るための取組

第1節 関係機関の連携強化

【具体的施策】7-1

- 児童相談所と市町の役割分担にかかる法律上の整理に基づき、県独自の児童相談所と市町の連携体制の明確化に向けた新たな指針等を策定します。

（こども家庭課）

【数値目標】7-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
略				
要保護児童対策地域協議会の設置等による市町の相談体制強化に向けた支援の実施	H30	20 市町	R6	21 市町

第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援

【数値目標】 7-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
略				
児童・青年期精神医学専門医の養成	H31	25 名	<u>R5</u>	<u>54 名</u>

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
略				
市町との連携のための指針の作成や市町の相談体制強化に向けた支援の実施	H30	20 市町	R6	21 市町

第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援

【数値目標】 7-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
略				
児童・青年期精神医学専門医の養成	H31	25 名	<u>R3</u>	<u>34 名</u>

第八編 数値目標

施策の方向	目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
1 妊娠・出産の支援	略		
2 不妊治療対策の充実	-	不妊治療費助成組数	=
2 子どもや子育て家庭への支援	略		
1 子どもの成長に応じた支援	略		
1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実	子ども家庭センター設置市町数	0市町 (R4)	7市町 (R6)
略			
略			
3 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成	略		
2 地域の教育力・養育力の向上	人権意識を持って生活していると思う人の割合	78.7% (R2)	83% (R6)
3 仕事と生活が調和する社会の実現	略		
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	-	放課後児童クラブ待機児童数	53人 (H30)
			0人 (毎年)
略			
略			
5 安全・安心な子育ての環境づくり	略		
3 子育てを支援する生活環境の整備	略		
2 良質な居住環境の確保	子育て世帯が安心して子どもを生み育てることができる居住環境を支援する市町数(累計)	= (R3)	21市町 (R6)
略			
6 県民ぐるみの子育て支援	略		
1 社会全体で子育てを応援する機運の醸成	-	「ながさき子育て応援の店」協賛店舗の登録件数	1,263件 (R3)
			2,600件 (R6)
2 ココロねっこ運動の推進	-	ココロねっこ運動登録団体数(累計)	5,953団体 (H30)
			6,460団体 (R6)
3 家庭の日の普及	略		
7 子どもの心と命を守るための取組	略		
1 関係機関の連携強化	-	要保護児童対策地域協議会の設置等による市町の相談体制強化に向けた支援の実施	20市町 (H30)
			21市町 (R6)
2 特別な配慮が必要な子どもへの支援	-	児童・青年期精神医学専門医の養成	25名 (H31)
			54名 (R5)

用語解説

○家庭の日
【6-3】

毎月第3日曜日を標準として、家族そろって団らん(らん)の機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた暖かい家族関係を育てることを目的として定めた日。

第八編 数値目標

施策の方向	目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
1 妊娠・出産の支援	略		
2 不妊治療対策の充実	-	特定不妊治療費助成組数	591組 (126~30平均)
			600組 (毎年)
2 子どもや子育て家庭への支援	略		
1 子どもの成長に応じた支援	略		
1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実	子育て世代包括支援センター設置市町数	4市町 (H30)	21市町 (R3)
略			
略			
3 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成	略		
2 地域の教育力・養育力の向上	略		
3 仕事と生活が調和する社会の実現	略		
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	-	放課後児童クラブ待機児童数	53人 (H30)
			0人 (R2)
略			
略			
5 安全・安心な子育ての環境づくり	略		
3 子育てを支援する生活環境の整備	略		
2 良質な居住環境の確保	多子世帯への支援数や3世代同居・近居開始数	63件 (H30)	100件 (毎年)
略			
6 県民ぐるみの子育て支援	略		
1 ココロねっこ運動の推進	-	ココロねっこ運動登録団体数(累計)	5,953団体 (H30)
			6,253団体 (R6)
2 家庭の日の普及	略		
7 子どもの心と命を守るための取組	略		
1 関係機関の連携強化	-	市町との連携のための指針の作成や市町の相談体制強化に向けた支援の実施	20市町 (H30)
			21市町 (R6)
2 特別な配慮が必要な子どもへの支援	-	児童・青年期精神医学専門医の養成	25名 (H31)
			34名 (R3)

用語解説

○家庭の日
【6-2】

毎月第3日曜日を標準として、家族そろって団らん(らん)の機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた暖かい家族関係を育てることを目的として定めた日。

○ココロねっこ10（テン）

【6-2】

大人が子どもたちに接するときの心構えや具体的な方法を示した「長崎っ子をはぐくむ行動指針」の中から、毎年度、重点的に取り組んでほしい10項目を選び、まとめたもの。

○ココロねっこ運動

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2】

子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組のことで、長崎県独自の県民運動。

○ココロねっこ10（テン）

【6-1】

大人が子どもたちに接するときの心構えや具体的な方法を示した「長崎っ子をはぐくむ行動指針」の中から、毎年度、重点的に取り組んでほしい10項目を選び、まとめたもの。

○ココロねっこ運動

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-1】

子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組のことで、長崎県独自の県民運動。